

新型コロナウイルス感染拡大に伴う小中学校の学校行事について (夏季休業期間以降) ※9月21日(火)現在

恵庭市が8月14日から北海道の「まん延防止等重点措置区域」に指定、さらに8月27日から国の緊急事態宣言による「特定措置区域」に指定されたことを受け、北海道教育委員会からの通知に基づき、市内小中学校の学校行事を延期、縮小するなど、次のとおり対応した。

1. 運動会・体育祭

- 運動会(小学校)…8校中5校が7月に実施済み。残り3校については接触や密集などに配慮し、実施内容を工夫して感染防止対策を講じ、全校一斉での実施は行わず学年を分散するなどしながら、平日開催を含め9月に実施した。
- 体育祭(中学校)…5校中3校が実施済み。残り2校については全校一斉での実施は行わず学年を分散するなどしながら、10月以降に実施予定。

2. 修学旅行・宿泊学習

- 修学旅行(小学校)…8校中4校が実施済み。残り4校については10月以降に実施予定。
- 修学旅行(中学校)…5校中2校が実施済み。残り3校については10月以降に実施予定。
- 宿泊学習(小学校)…8校中5校が実施済み。残り3校については10月以降に実施予定。
- 宿泊学習(中学校)…5校中2校が実施済み。残り3校については10月以降に実施予定。

※修学旅行・宿泊学習は延期対応のため、現在のところキャンセル費用は発生していない。

【参考】学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について(抄)

2 特定措置区域(石狩管内、小樽市及び旭川市)の公立学校(札幌市立学校を除く。)における留意事項

(3) 学校行事

- ア 集団宿泊的行事(修学旅行や宿泊研修等)は、実施を見合わせる。
- イ 感染リスクが高い行事(運動会・体育祭や学校祭等)は、中止又は延期すること。
ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。